

第1章 本計画策定の背景と趣旨

1 食育とは

「食育」は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされています。

市民一人一人が、生涯にわたって健全な心身を培い、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を養い、豊かな人間性を育むことができるようにするために重要なテーマです。

2 食育基本法の制定と食育推進基本計画の策定

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」（食育基本法第1条）ことを目的として、平成17年7月に食育基本法が施行されました。

国においては、同法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「食育推進基本計画」（計画期間：平成18年度～22年度）を平成18年3月に策定し、食育の推進の成果と食をめぐる諸課題を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「第2次食育推進基本計画」（計画期間：平成23年度～27年度）を平成23年3月に策定しました。

3 青森県食育推進計画の策定

青森県では、食育基本法に基づき、平成18年11月に「青森県食育推進計画」（計画期間：平成18年度～22年度）を策定し、第1次計画に基づく各種取組や推進指標の達成度及び青森県食育推進協議会からの提言等をもとに、県の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に一層推進するため「第2次青森県食育推進計画」（計画期間：平成23年度～27年度）を平成23年3月に策定しました。

4 八戸市における取組と本計画策定の目的

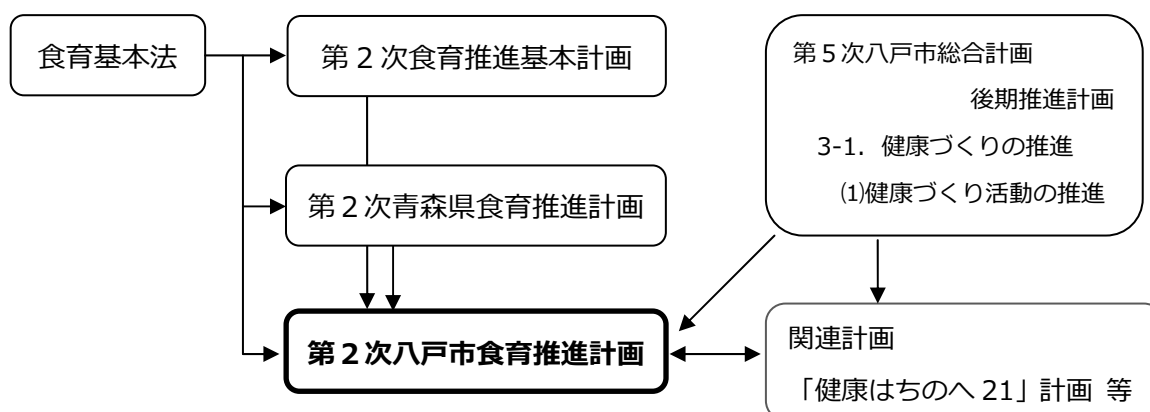
八戸市では、平成19年2月に八戸市食育推進協議会を組織し、同協議会の提言等を受け、平成20年3月に「八戸市食育推進計画」及び「はちのへ食育行動プラン」を策定しました。（計画（行動）期間：平成19年度～23年度）

八戸市食育推進計画等では「健全で安心な食生活の実現による健康増進と豊かな人間性を育成」という基本方針のもと、家庭、学校・保育関係機関、地域、市民一人ひとり、関係団体・民間企業、行政などがそれぞれの役割に応じて、連携・協力しながら食育を総合的かつ計画的に推進してきました。

このたび、国の第2次食育推進基本計画及び第2次青森県食育推進計画が策定されたことを受け、また食育推進には長期的・継続的な取組が必要であることから、食をめぐる諸問題に的確に対応し、より一層の食育の推進を図るため、「八戸市食育推進計画」等を改定し、「第2次八戸市食育推進計画」を策定します。

5 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づき、第2次食育推進基本計画及び第2次青森県食育推進計画を基本として、本市においては「第5次八戸市総合計画」（計画期間：平成19年度～28年度）を上位計画とし、「健康はちのへ21」計画（計画期間：平成15年度～24年度）などの関連計画との整合性を図りながら、食育を推進していく具体的な行動指針として策定します。



6 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等状況に大きな変化が生じた場合には、必要な見直しを行います。

食育コラム①

国の第2次食育推進基本計画について

食育推進基本計画は、内閣府に設置される食育推進会議（会長：内閣総理大臣）において、食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方針や目標について定められたものです。

3つの重点課題

①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進

子どもから成人、お年寄りまで、生涯にわたって一人一人が食育の取組を実践する「生涯食育社会」を目指します。

②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進

食生活の改善を国、地方公共団体、関係機関・団体が連携して推進し、生活習慣病の予防や改善につなげます。

③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」を推進し、子どもの健全な食生活の確立を目指します。

第2次食育推進基本計画では、3つの重点課題のほかに、7つの基本的な取組方針を掲げ、平成27年度までの達成を目指す「食育の推進の目標」を11項目設けています。詳しくは内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/index.html>）をご覧ください。